

ケアハウス「湯ごりの郷」

利用料金のご案内

令和6年6月1日現在

3 割負担

1. 地域密着型介護サービス費及び軽費老人ホーム利用料

(ア) 基本利用料

区 分	入居者生活介護費(月額)	月 額 (30日の場合)	居住に要する 費用(※1)	生活費 (※2)	サービスの提供に 要する費用(※3)	月額合計 (30日の場合)
要介護1	1,638円	49,140円	日 額 1,700円 月 額 (30日の場合) 51,000円	月 額 42,490円	月 額 10,000円 以上	152,630円以上
要介護2	1,842円	55,260円				158,750円以上
要介護3	2,055円	61,650円				165,140円以上
要介護4	2,250円	67,500円				170,990円以上
要介護5	2,460円	73,800円				177,290円以上

短期利用基本利用料

区 分	入居者生活介護費(日額)	居住に要する 費用(※1)	生活費 (※2)	サービスの提供に 要する費用(※3)	日額合計
要介護1	1,638円	日 額 1,700円	食 費 (1日 1,392円) 朝食 282円 昼食 555円 夕食 555円	対象外	4,730円
要介護2	1,842円				4,934円
要介護3	2,055円				5,147円
要介護4	2,250円				5,342円
要介護5	2,460円				5,552円

※1 居住に要する費用(分割方式): 施設及び設備を利用し、居住されるのに係る費用

※2 生活費(和歌山県が定める基準額): 食材料費及び共同部分に係る光熱水費の費用

※3 サービスの提供に要する費用(和歌山県が定める基準額)

所得に応じて負担するサービスの提供費用(月額)

上記利用料の介護サービス費及び軽費老人ホーム利用料等が改正された場合、自己負担額が変更されます。月途中における入居又は退去については、日割計算となります。

(イ) サービスの提供に要する費用の階層別料金表(別途、収入・必要経費申告書が必要です)

入居の場合(月額)

対象収入による階層区分		自己負担額	対象収入による階層区分		自己負担額
1	1,500,000以下	10,000円	8	2,100,001円~2,200,000円	35,000円
2	1,500,001円~1,600,000円	13,000円	9	2,200,001円~2,300,000円	40,000円
3	1,600,001円~1,700,000円	16,000円	10	2,300,001円~2,400,000円	45,000円
4	1,700,001円~1,800,000円	19,000円	11	2,400,001円~2,500,000円	50,000円
5	1,800,001円~1,900,000円	22,000円	12	2,500,001円~2,600,000円	57,000円
6	1,900,001円~2,000,000円	25,000円	13	2,600,001円以上	58,928円
7	2,000,001円~2,100,000円	30,000円			

(ウ) 介護保険加算費用

区 分	費 用	備 考
協力医療機関連携加算	1月 300円	協力医療機関との連携体制の構築、ご利用者様の現病歴等の情報共有を行う定期的な会議の開催を行う
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	1月 15円	感染症対策について医療機関との連携体制の構築、助言や指導を受けている
夜間看護体制加算Ⅱ	1日 27円	常勤の看護師1名以上・夜間における連絡・対応体制をとっている場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日 54円	介護職員の総数のうち、介護福祉士を60%以上配置
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月 30円	見守り機器等のテクノロジーを導入し、ご利用者様の安全や介護サービスの質の確保を図っている

介護職員等 処遇改善加算(Ⅱ)	12.2%	1月につき所定単位数×122/1000・要介護状態により変更有り
退院・退所時連携加算	1日30円 (30日以内の 期間算定)	退院又は退所に当たり、当該職員等と連携をとりながらサービス利用の調整を行った時、 または30日間を超える医療提供施設への入院・入所後に再入所した場合

(エ) 介護保険加算費用 (短期利用)

区 分	費 用	備 考
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	1月15円	感染症対策について医療機関との連携体制の構築、助言や指導を受けている
夜間看護体制加算Ⅱ	1日27円	常勤の看護師1名以上・夜間における連絡・対応体制をとっている場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日54円	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月30円	見守り機器等のテクノロジーを導入し、ご利用者様の安全や介護サービスの質の確保を図る
介護職員等 処遇改善加算(Ⅱ)	12.2%	1月につき所定単位数×122/1000・要介護状態により変更有り

(オ) 軽費老人ホーム加算費用

冬期加算	月額 1,880円	11月から3月までの期間
------	-----------	--------------

2. その他の利用料 (ご利用された方のみ必要です)

区 分	費 用	備 考
寝具一式	1日 60円	1組 (敷布団・掛け布団・枕・敷布・包布) ※持込可
電気代	1日 30円	持込電気器具1個につき
理髪料	1回 2,000円	希望された方のみ利用できます。
電話料	実 費	電話使用料
レクリエーション代	実 費	レクリエーション活動費用等
紙おむつ代	実 費	紙おむつ・パット等の料金
病院等受診負担分	実 費	通院・往診・インフルエンザ予防接種・健康診断等
看取りケア費用	10,000円	施設で看取りケアを行った場合
その他	実 費	日常生活上において必要とされるものであって、利用者負担が適当と認められる費用

3. 送迎費用 (短期利用)

(ア) 通常の事業の実施地域 (那智勝浦町・太地町) にお住まいの方の送迎費用 (片道 500円)

(イ) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、10km未満の場合 (1,000円)

(ウ) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、10km以上の場合 3kmごとに 300円の追加となります。

4. その他

(ア) 入院及び外泊時等の居住に要する費用

入院した翌日から退院後入居日の前日まで、外泊 (最高6日) の場合は、外泊時の翌日から戻られた日の前日まで、居住に要する費用として日額 1,700円をいただきます。(但し、短期利用により、居室を使用の場合には必要ありません。) 尚、この場合、入居者生活介護費・生活費・サービスの提供に要する費用等の負担は必要ありません。

(イ) 退去時には、居室現状復帰費用として、ご利用者による居室や共同スペース、備品等の破損又は汚損に係る修理代等は、ご利用者の負担とさせていただきます。